



# 鳥取県公報

平成14年 1月29日(火)  
第 7 3 5 3 号

毎週火・金曜日発行

## 目 次

告 示	土地配分計画の作成 (39) (農政課) .....	1	
	土地改良区の役員の就退任 (40) (耕地課) .....	2	
	土地改良法による換地計画の決定 (4件) (41~44) (〃) .....	3	
	土地改良法による換地計画の認可申請の適否の決定 (45) (〃) .....	5	
	土地収用法による事業の認定 (46) (管理課) .....	5	
	土地区画整理組合の事業計画の変更の認可 (47) (都市計画課) .....	6	
	都市計画の決定に係る図書の写しの縦覧 (48) (〃) .....	6	
	都市計画の変更 (2件) (49・50) (〃) .....	7	
	調達公告	一般競争入札の実施 (管財課) .....	7
		公募型指名競争入札の実施 (2件) (管理課) .....	10
一般競争入札の実施 (2件) (会計課) .....		14	

## 告 示

### 鳥取県告示第39号

農地法（昭和27年法律第229号）第62条第2項の規定に基づき、土地配分計画を作成したので、同条第3項の規定により、次のとおり告示する。

平成14年 1月29日

鳥取県知事 片 山 善 博

区 分	地区名	所 在 の 場 所	増 反 者	
			予定売渡 口数	予定売渡面積 (平方メートル)
土 地	逢坂外四	西伯郡中山町羽田井字退休寺原1418 - 1079	1	234
土 地	逢坂外四	西伯郡中山町羽田井字退休寺原1418 - 1089	1	661
土 地	逢坂外四	西伯郡中山町羽田井字退休寺原1418 - 1056	1	443
土 地	逢坂外四	西伯郡中山町羽田井字退休寺原1418 - 1040	1	376
土 地	逢坂外四	西伯郡中山町羽田井字退休寺原1418 - 1010	1	32

土 地	逢坂外四	西伯郡中山町羽田井字退休寺原1418 - 1016	1	464
土 地	逢坂外四	西伯郡中山町羽田井字退休寺原1418 - 1085	1	42
土 地	逢坂外四	西伯郡中山町羽田井字退休寺原1418 - 1086	1	45
土 地	逢坂外四	西伯郡中山町羽田井字退休寺原1418 - 1009	1	104
土 地	逢坂外四	西伯郡中山町羽田井字退休寺原1418 - 1007	1	969
土 地	逢坂外四	西伯郡中山町羽田井字退休寺原1418 - 1057	1	457
土 地	逢坂外四	西伯郡中山町羽田井字退休寺原1418 - 1058	1	54
土 地	逢坂外四	西伯郡中山町羽田井字退休寺原1418 - 1059	1	14
土 地	逢坂外四	西伯郡中山町羽田井字退休寺原1418 - 1034	1	24
土 地	逢坂外四	西伯郡中山町羽田井字退休寺原1418 - 1008	1	468

**鳥取県告示第40号**

土地改良法（昭和24年法律第195号）第18条第16項の規定に基づき、次のとおり庄内土地改良区から役員が退任し、及び就任した旨の届出があったので、同条第17項の規定により告示する。

平成14年 1月29日

鳥取県知事 片 山 善 博

## 退任した役員の氏名及び住所

理 事	古 村 文 孝	西伯郡名和町大字押平154 - 1
"	齋 藤 操	西伯郡名和町大字高田454
"	杉 原 秀 延	西伯郡名和町大字富長488 - 10
"	桑 本 享	西伯郡名和町大字富長669
"	戸 野 實	西伯郡名和町大字富長809
"	野 口 睦 雄	西伯郡名和町大字押平704
"	野 阪 範 男	西伯郡名和町大字茶畑128
"	齋 藤 伸 一	西伯郡名和町大字高田614
"	森 續 忠 市	西伯郡名和町大字高田160
"	山 田 幸 則	西伯郡名和町大字高田25 - 3
"	西 山 萬次郎	西伯郡名和町大字押平210 - 5
"	権 田 幸 吉	西伯郡名和町大字押平208 - 1
"	中 上 和 治	西伯郡名和町大字高田1112 - 23
"	中 原 正 博	西伯郡名和町大字押平413
"	中 原 紀 行	西伯郡名和町大字大塚436

”	美 柑 康 夫	西伯郡名和町大字大塚83
”	勝 部 信 義	西伯郡名和町大字大塚1052
”	朝 妻 勇 夫	西伯郡名和町大字大塚827
”	金 田 千 義	西伯郡名和町大字古御堂162
”	野 口 正 二	西伯郡名和町大字古御堂372
監 事	杉 原 尚 禮	西伯郡名和町大字富長71
”	桑 本 丞 章	西伯郡名和町大字高田491
”	古 村 栄 市	西伯郡名和町大字押平156

平成14年 1月11日退任

就任した役員の氏名及び住所

理 事	杉 原 秀 延	西伯郡名和町大字富長488 - 10
”	戸 野 實	西伯郡名和町大字富長809
”	齋 藤 伸 一	西伯郡名和町大字高田614
”	山 田 幸 則	西伯郡名和町大字高田25 - 3
”	西 山 萬次郎	西伯郡名和町大字押平210 - 5
”	権 田 幸 吉	西伯郡名和町大字押平208 - 1
”	中 原 紀 行	西伯郡名和町大字大塚436
”	勝 部 信 義	西伯郡名和町大字大塚1052
”	金 田 千 義	西伯郡名和町大字古御堂162
”	野 口 正 二	西伯郡名和町大字古御堂372
”	国 谷 友 文	西伯郡名和町大字富長679
”	小 原 善 之	西伯郡名和町大字押平703
”	野 口 清	西伯郡名和町大字茶畑311 - 1
”	桑 本 丞 章	西伯郡名和町大字高田491
”	森 續 晃 正	西伯郡名和町大字高田160
”	前 田 繁 昌	西伯郡名和町大字高田1112 - 37
”	谷 悟	西伯郡名和町大字押平167
”	中 原 孝 司	西伯郡名和町大字押平433
”	勝 部 勲	西伯郡名和町大字大塚217
”	朝 妻 昌 彦	西伯郡名和町大字大塚795
監 事	桑 本 享	西伯郡名和町大字富長669
”	近 岡 壽 広	西伯郡名和町大字高田162
”	中 原 正 男	西伯郡名和町大字押平422

平成14年 1月12日就任 任期 4年

#### 鳥取県告示第41号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第89条の2第1項の規定に基づき、県営土地改良事業に係る東因幡地区（楠城1工区）の換地計画を定めたので、同条第4項において準用する同法第87条第5項の規定により告示し、次のとおり縦覧に供する。

平成14年 1月29日

鳥取県知事 片 山 善 博

換地計画書の写し

2 縦覧に供する期間

平成14年 1月30日から20日間

3 縦覧に供する場所

国府町役場

4 異議の申立て

利害関係人は、この告示に係る換地計画について異議があるときは、縦覧期間満了の日の翌日から起算して、15日以内に知事に申し立てること。

**鳥取県告示第42号**

土地改良法（昭和24年法律第195号）第89条の2第1項の規定に基づき、県営土地改良事業に係る東因幡地区（上土工区）の換地計画を定めたので、同条第4項において準用する同法第87条第5項の規定により告示し、次のとおり縦覧に供する。

平成14年 1月29日

鳥取県知事 片 山 善 博

1 縦覧に供する書類

換地計画書の写し

2 縦覧に供する期間

平成14年 1月30日から20日間

3 縦覧に供する場所

国府町役場

4 異議の申立て

利害関係人は、この告示に係る換地計画について異議があるときは、縦覧期間満了の日の翌日から起算して、15日以内に知事に申し立てること。

**鳥取県告示第43号**

土地改良法（昭和24年法律第195号）第89条の2第1項の規定に基づき、県営土地改良事業に係る東因幡地区（荒舟工区）の換地計画を定めたので、同条第4項において準用する同法第87条第5項の規定により告示し、次のとおり縦覧に供する。

平成14年 1月29日

鳥取県知事 片 山 善 博

1 縦覧に供する書類

換地計画書の写し

2 縦覧に供する期間

平成14年 1月30日から20日間

3 縦覧に供する場所

国府町役場

4 異議の申立て

利害関係人は、この告示に係る換地計画について異議があるときは、縦覧期間満了の日の翌日から起算して、15日以内に知事に申し立てること。

**鳥取県告示第44号**

土地改良法（昭和24年法律第195号）第89条の2第1項の規定に基づき、県営土地改良事業に係る東因幡地区（鳥越工区）の換地計画を定めたので、同条第4項において準用する同法第87条第5項の規定により告示し、次のとおり縦覧に供する。

平成14年 1月29日

鳥取県知事 片 山 善 博

## 1 縦覧に供する書類

換地計画書の写し

## 2 縦覧に供する期間

平成14年 1月30日から20日間

## 3 縦覧に供する場所

岩美町役場

## 4 異議の申立て

利害関係人は、この告示に係る換地計画について異議があるときは、縦覧期間満了の日の翌日から起算して、15日以内に知事に申し立てること。

**鳥取県告示第45号**

江府町が行う土地改良事業に係る久連地区（第1工区）の換地計画の認可申請については、審査した結果適当と決定したので、土地改良法（昭和24年法律第195号）第96条の4において準用する同法第52条の2第4項において準用する同法第8条第6項の規定により告示し、次のとおり縦覧に供する。

平成14年 1月29日

鳥取県知事 片 山 善 博

## 1 縦覧に供する書類

換地計画書の写し

## 2 縦覧に供する期間

平成14年 1月30日から20日間

## 3 縦覧に供する場所

江府町役場

## 4 異議の申出

利害関係人は、この告示に係る決定に対し異議があるときは、縦覧期間満了の日の翌日から起算して、15日以内に知事に申出ること。

**鳥取県告示第46号**

土地収用法（昭和26年法律第219号）第20条の規定に基づき事業の認定をしたので、同法第26条第1項の規定により、次のとおり告示する。

平成14年 1月29日

鳥取県知事 片 山 善 博

- 1 起業者の名称  
智頭町
- 2 事業の種類  
智頭町保健・医療・福祉総合センター整備事業
- 3 起業地  
(1) 収用の部分 八頭郡智頭町大字智頭字枕田、字大地戸、字段ハナ及び字六地藏ノ二地内  
(2) 使用の部分 なし
- 4 土地収用法第26条の2の規定による図面の縦覧場所  
八頭郡智頭町大字智頭2072 - 1  
智頭町福祉課

**鳥取県告示第47号**

土地区画整理法（昭和29年法律第119号）第39条第1項の規定に基づき、米子市観音寺土地区画整理組合の事業計画の変更を認可したので、同条第4項の規定により、次のとおり告示する。

平成14年 1月29日

鳥取県知事 片 山 善 博

- 1 事業施行期間  
変更前 平成6年1月14日から平成16年3月31日まで  
変更後 平成6年1月14日から平成17年3月31日まで
- 2 施行地区  
変更なし
- 3 事業所の所在地  
米子市観音寺419 - 6
- 4 設立認可の年月日  
平成6年1月10日
- 5 事業年度  
4月1日から翌年3月31日まで
- 6 公告の方法  
事務所の掲示場及びこの組合の施行地区内で理事長が指定する場所に掲示して行う。
- 7 変更認可の年月日  
平成14年 1月25日

**鳥取県告示第48号**

都市計画法（昭和43年法律第100号）第20条第1項の規定に基づき、北条町から都市計画の決定に係る図書の写しの送付を受けたので、同条第2項の規定により、次のとおり公衆の縦覧に供する。

平成14年 1月29日

鳥取県知事 片 山 善 博

- 1 都市計画の種類及び名称  
北条都市計画下水道 北条町公共下水道
- 2 縦覧場所

鳥取県土木部都市計画課 鳥取市東町一丁目220

**鳥取県告示第49号**

都市計画法（昭和43年法律第100号）第21条第1項の規定に基づき、次の都市計画を変更したので、同条第2項において準用する同法第20条第1項の規定により告示する。

当該都市計画の図書は、鳥取県土木部都市計画課（鳥取市東町一丁目220）において公衆の縦覧に供する。

平成14年 1月29日

鳥取県知事 片 山 善 博

## 1 都市計画の種類及び名称

気高都市計画道路 3・3・1号気高青谷線

## 2 都市計画を変更する土地の区域

追加する部分

気高郡気高町大字八束水字前田和田及び字小坂小谷合

変更する部分

気高郡気高町大字八束水字鶴木谷、字姫路、字屋敷、字釜ノ口、字暮橋後谷、字向山、字山崎、字間谷及び字池ノ谷

削除する部分

気高郡気高町大字八束水字山崎東平、字西平山崎及び字石畳小清水

**鳥取県告示第50号**

都市計画法（昭和43年法律第100号）第21条第1項の規定に基づき、次の都市計画を変更したので、同条第2項において準用する同法第20条第1項の規定により告示する。

当該都市計画の図書は、鳥取県土木部都市計画課（鳥取市東町一丁目220）において公衆の縦覧に供する。

平成14年 1月29日

鳥取県知事 片 山 善 博

## 1 都市計画の種類及び名称

青谷都市計画道路 3・6・1号気高青谷線

## 2 都市計画を変更する土地の区域

追加する部分

気高郡青谷町大字青谷字ガアガ谷、字大塚谷、字大谷及び字清水尻

---

**調 達 公 告**

---

一般競争入札を行うので、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号。以下「政令」という。）第167条の6第1項の規定に基づき、次のとおり公告する。

平成14年 1月29日

鳥取県知事 片 山 善 博

## 1 調達内容

## (1) 件名及び数量

鳥取県東部総合事務所施設総合保守管理業務 一式

## (2) 調達案件の仕様

入札説明書による。

## (3) 履行場所

鳥取市立川町六丁目176 鳥取県東部総合事務所

## (4) 履行期間

平成14年4月1日から平成17年3月31日まで

## (5) 入札方法

契約に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の5パーセントに相当する額を加算した金額（1円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てるものとする。）をもって契約金額とするので、入札者は、消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約金額の105分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

## 2 競争入札参加資格

次に掲げる要件をすべて満たすこと。

## (1) 政令第167条の4の規定に該当しない者であること。

## (2) 平成12年鳥取県告示第486号（物品等の特定調達契約に係る競争入札参加者の資格審査の申請手続等について）に基づく競争入札参加資格のうち、役務に係るものを有する者であること。

## (3) 平成14年1月29日（火）から同年3月15日（金）までの間のいずれの日においても、鳥取県指名競争入札参加資格者指名停止措置要綱（平成7年7月17日付第157号）第3条の規定による指名停止措置を受けていない者であること。

## (4) 平成10年度以降に鳥取県が発注した本件事務所に係る施設総合保守管理業務又は建物延べ床面積が5,000平方メートル以上の施設総合保守管理業務を12月以上継続して履行した実績を有する者であること。

## (5) 本件業務の履行期間中、技術員3名による現場常駐体制を組むことが可能であり、かつ、そのうちの2名については、次に掲げるアの基準を満たす者1名及びイの基準を満たす者1名とし、それぞれ専任で配置できること。

ア 電気工事士法（昭和35年法律第139号）第4条第1項に規定する第一種電気工事士免状又は第二種電気工事士免状の交付を受けており、かつ、当該免状に係る業務について5年以上の実務経験を有すること。

イ 高圧ガス保安法（昭和26年法律第204号）第29条第1項に規定する第一種冷凍機械責任者免状、第二種冷凍機械責任者免状又は第三種冷凍機械責任者免状の交付を受けており、かつ、当該免状に係る業務について5年以上の実務経験を有すること。

## (6) (5)の技術員のうち1名以上については、消防法（昭和23年法律第186号）第13条の2第1項に規定する甲種危険物取扱者免状又は乙種危険物取扱者免状の交付を受けている者であること。

## 3 契約担当部局

鳥取県東部県税事務所総務課

## 4 入札手続等

## (1) 契約条項を示す場所及び問合せ先

〒680 - 0061 鳥取市立川町六丁目176

鳥取県東部県税事務所総務課

電話 0857 - 20 - 3505（直通）

## (2) 入札説明書の交付方法

(1)の場所で平成14年1月29日（火）から同年2月13日（水）までの日（日曜日、土曜日及び国民の祝日



に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日を除く。）の午前9時から午後4時までの間交付する。

(3) 入札説明会の日時及び場所

平成14年2月5日（火）午後1時30分

鳥取県東部総合事務所第1会議室（鳥取県東部総合事務所庁舎1階）

必要に応じて、現場の下見を行う。

(4) 郵送による入札

可とする。ただし、書留郵便（親展扱いとすること。）に限るものとし、(1)の場所に郵送すること。

(5) 入札及び開札の日時及び場所

平成14年3月15日（金）午後1時30分（郵送による入札書の受領期限は、同月14日（木）午後5時）

鳥取県東部総合事務所第1会議室

5 入札者に要求される事項

(1) 入札書は、件名及び入札者名を記入し、「入札書」と明記した封筒に入れ密封して提出しなければならない。

(2) この一般競争入札に参加を希望する者は、入札説明書で示した入札参加資格確認申請書その他必要な書類を、4の(1)の場所に平成14年2月13日（水）午後5時までに提出し、入札参加資格の確認を受けなければならない。

(3) 入札者は、(2)の書類に関して説明を求められた場合は、それに応じなければならない。

6 入札保証金及び契約保証金

免除

7 その他

(1) 契約手続において使用する言語、通貨及び時刻

日本語、日本国通貨及び日本標準時

(2) 入札の無効

2の競争入札参加資格のない者のした入札、入札者に求められる義務を履行しなかった者のした入札並びに鳥取県会計規則（昭和39年鳥取県規則第11号。以下「会計規則」という。）、この公告及び入札説明書に違反した入札は、無効とする。

(3) 契約書作成の要否

要

(4) 落札者の決定方法

この公告に示した役務を履行できると判断した入札者であって、会計規則第127条の規定に基づいて作成された予定価格の範囲内で最低価格をもって有効な入札を行ったものを、落札者とする。

(5) 手続における交渉の有無

無

(6) その他

詳細は、入札説明書による。

8 Summary

(1) Nature and quantity of the services to be required : Maintenance and upkeep of Eastern Tottori General Office Facilities, 1 Set

(2) Deadline for the submission of documents for the qualification confirmation : 5 : 00 PM 13, February, 2002

(3) Date and time for tender submission : 1 : 30 PM 15, March, 2002 (Deadline for the submission of tenders by registered mail : 5 : 00 PM 14, March, 2002)

(4) Please contact : General Affairs Division, Eastern Tottori Prefectural Tax Office 6 - 176 Tachikawa - cyou Tottori - shi 680 - 0061 Japan, TEL 0857 - 20 - 3505

公募型指名競争入札を行うので、次のとおり公告する。

平成14年 1月29日

鳥取県知事 片 山 善 博

## 1 工事の概要

(1) 工 事 名 主要地方道東伯関金線緊急地方道路整備工事 (橋りょう) 米積橋 (上部工)

(2) 工事場所 倉吉市上米積

(3) 工事内容

本件工事は、特定建設工事共同企業体 (以下「共同企業体」という。) による共同施工により主要地方道東伯関金線の高架橋上部工を製作し、及び架設する工事である。

(4) 工事の規模、構造等

橋りょう上部工の製作及び架設

設 計 荷 重 B活荷重

上部工型式 ポストテンション方式PC連結<sup>はし</sup>T桁橋

橋 長 L = 63m

支 間 長 30.55m + 30.55m

幅 員 全体 W = 12.00m

(内訳 車道 = 3.50m × 2 歩道 = 2.50m × 2)

平 面 線 形 直線

架 設 工 法 クレーン架設

(5) 工 期 着工の日から300日

(6) 予定価格 141,238,650円 (消費税及び地方消費税の額を含む。)

## 2 技術資料等の提出ができる者

技術資料及び入札参加資格確認書類 (以下「技術資料等」という。) の提出ができる者は、次に掲げる事項をすべて満たす者とする。

(1) 共同企業体に関する条件

ア 共同企業体が、県外に本店を有する者を1名と、県内に本店を有する者1名により自主的に結成されたものであること。

イ 各構成員の出資比率が、30パーセント以上であること。

ウ 各構成員の出資比率が異なる場合は、出資比率の大きい者が代表者であること。ただし、出資比率が同じ場合には、いずれかの者が代表者となること。

エ 各構成員が、本件入札において他の共同企業体の構成員でないこと。

(2) 共同企業体の構成員共通の資格

ア 地方自治法施行令 (昭和22年政令第16号) 第167条の4の規定に該当しない者であること。

イ 土木工事業について、建設業法 (昭和24年法律第100号) 第3条第6項に規定する特定建設業の許可を受けていること。

ウ 平成12年鳥取県告示第330号 (建設工事の指名競争入札に参加する者に必要な資格等について。以下「入札参加資格告示」という。) に基づく入札参加資格 (以下「入札参加資格」という。) のうち、一般土木工事に係るものを有すること。

エ 県外に本店を有する者にとっては、建設業法第27条の23第2項に規定する経営事項審査 (審査基準日が平成11年10月1日から平成12年9月30日までの間にあるものに限る。) の結果におけるプレストレスト・コンクリート工事の総合評点が1,150点以上であること。

オ 県内に本店を有する者にとっては、入札参加資格のうち、一般土木工事のA級に係るものを有し、かつ、

入札参加資格告示5による資格決定通知書に記載された一般土木工事における総合点数が1,090点以上であること。

カ 平成14年1月29日(火)から同年2月8日(金)までの間のいずれの日においても、鳥取県建設工事等入札参加資格者指名停止措置要綱に基づく指名停止措置を受けていないこと。

キ 平成13年4月1日(日)からあって通知する本件入札の日までの間のいずれの日においても、会社更生法(昭和27年法律第172号)の規定による更生手続開始の申立てが行われた者(入札参加資格再認定の手続を行っている者を除く。)でないこと。

### (3) 共同企業体の代表者の資格

ア 入札参加資格のうち、プレストレスト・コンクリート工事に係るものを有すること。

イ 平成4年度以降に工事が完成し、引渡しの完了しているPC橋(道路橋に限る。)上部工の桁製作から架設までの一連の工事(以下「同種工事」という。)を元請けとして施工した実績があること。ただし、共同企業体の構成員として施工した実績については、出資比率が20パーセント以上のものに限る。

ウ 本件工事の現地での架設期間については、次に掲げる基準を満たす監理技術者を専任で配置できること。

(ア) 平成4年度以降に同種工事を施工管理した実績を有する者であること。

(イ) 建設業法第27条第1項の規定により実施される1級の土木施工管理の検定に合格した者であること。

(ウ) 土木工事業について、建設業法第27条の18第1項に規定する監理技術者資格者証の交付を受けている者であること。

### (4) 共同企業体の代表者以外の者の資格

本件工事の現地での架設期間については、次に掲げる基準を満たす主任技術者又は監理技術者を専任で配置できること。

ア 主任技術者にあつては、建設業法第27条第1項の規定により実施される1級又は2級の土木施工管理の検定に合格した者であること。

イ 監理技術者にあつては、建設業法第27条第1項の規定により実施される1級の土木施工管理の検定に合格した者であり、かつ、土木工事業について建設業法第27条の18第1項に規定する監理技術者資格者証の交付を受けている者であること。

## 3 技術資料等の作成及び提出

### (1) 技術資料作成要領の交付

技術資料作成要領は、次により希望者に直接交付するものとする。

#### ア 交付期間及び時間

平成14年1月29日(火)から同年2月8日(金)までの日(日曜日及び土曜日を除く。)の午前9時から午後4時まで

#### イ 交付場所

鳥取市東町一丁目220 鳥取県土木部管理課建設業係(鳥取県庁本庁舎5階)

鳥取市立川町六丁目176 鳥取県鳥取土木事務所総務課(東部総合事務所内)

八頭郡家町大字郡家100 鳥取県郡家土木事務所総務課(八頭総合事務所内)

倉吉市東巖城町2 鳥取県倉吉土木事務所総務課(中部総合事務所内)

米子市鞆町一丁目160 鳥取県米子土木事務所総務課(西部総合事務所内)

日野郡日野町根雨730 鳥取県日野総合事務所県土整備局建設総務課

### (2) 技術資料等の提出

本件入札に参加を希望する者は、技術資料作成要領に基づき作成した技術資料等を次により提出するものとする。

#### ア 提出期間及び時間

(1)のアに同じ。

#### イ 提出場所

鳥取市東町一丁目220 鳥取県土木部管理課建設業係

ウ 提出方法

持参すること。

(3) 技術資料等の審査

提出された技術資料等を基に、建設業者指名審査委員会に諮り審査し、競争入札参加者を指名するものとする。

4 その他

(1) 関連情報を入手するための照会窓口は、鳥取県土木部管理課建設業係（電話番号0857 - 26 - 7347）とする。

(2) 技術資料等の提出は、入札参加の意向を確認するものであって、技術資料等の提出があっても指名されるときは限らない。

(3) 技術資料等その他提出された書類は、返却しない。

(4) 工事内容に関する説明会は、行わない。

(5) 提出された技術資料等は、提出した者に無断で本件入札以外の用途には使用しない。

(6) 本件工事の落札者は、1の(6)の予定価格の範囲内で最低の価格をもって有効な入札を行った者とする。ただし、その者の入札価格によっては当該契約の内容に適合した履行がなされないおそれがあると認められるとき、又はその者と契約を締結することが公正な取引の秩序を乱すこととなるおそれがあると認められるときは、当該予定価格の範囲内の価格をもって入札をした他の者のうち最低の価格をもって入札をした者を落札者とすることがある。

(7) 契約締結の制限

この公告に示した工事に係る予算が成立しなかったときは、契約を締結しない。

公募型指名競争入札を行うので、次のとおり公告する。

平成14年 1月29日

鳥取県知事 片 山 善 博

1 工事の概要

(1) 工 事 名 朝鍋ダム取水放流設備工事

(2) 工事場所 西伯郡会見町鶴田地内

(3) 工事内容

本件工事は、朝鍋ダムの取水放流設備の設計、製作及び据付けをする工事である。

(4) 工事の詳細

取水放流設備の設計、製作及び据付け

ア 取水設備（直線多段式ゲート）

取水スクリーン 一式

水位低下用スクリーン 一式

取水ゲート 一式

水位低下用ゲート 一式

修理用ゲート 一式

取水ゲート開閉装置 一式

イ 放流設備（ジェットフローゲート）

放流バルブ 一式

放流管設備 一式

ウ 常用洪水吐設備

試験たん水用ゲート 一式

常用洪水吐スクリーン 一式

エ 堤内仮排水路閉そく設備

閉そくゲート 一式

(5) 工 期 平成14年3月から平成17年3月20日まで

(6) 予定価格 422,016,000円 (消費税及び地方消費税の額を含む。)

## 2 技術資料の提出ができる者

技術資料の提出ができる者は、次に掲げる事項をすべて満たす者を対象とする。

(1) 地方自治法施行令 (昭和22年政令第16号) 第167条の4の規定に該当しない者であること。

(2) 鋼構造物工事業について、建設業法 (昭和24年法律第100号) 第3条第6項に規定する特定建設業の許可を受けていること。

(3) 平成12年鳥取県告示第330号 (建設工事の指名競争入札に参加する者に必要な資格等について) に基づく入札参加資格のうち、機械設備工事に係るものを有すること。

(4) 建設業法第27条の23第2項に規定する経営事項審査 (審査基準日が平成11年10月1日から平成12年9月30日までの間にあるものに限る。) の結果における鋼構造物工事の総合評点が1,000点以上であること。

(5) 平成14年1月29日 (火) から同年2月8日 (金) までの間のいずれの日においても、鳥取県建設工事等入札参加資格者指名停止措置要綱に基づく指名停止措置を受けていないこと。

(6) 平成13年4月1日 (日) からおって通知する本件入札の日までの間のいずれの日においても、会社更生法 (昭和27年法律第172号) の規定による更生手続開始の申立てが行われた者 (入札参加資格再認定の手続を行っている者を除く。) でないこと。

(7) 平成4年度以降に工事が完成し、引渡しが完了しているダムの取水設備及び放流設備の主たる部分に係る工事 (以下「同種工事」という。) を元請けとして受注し、かつ、下請業者の施工によらずに自ら設計、製作及び据付けをした実績を有すること。ただし、共同企業体の構成員として施工した実績については、出資比率が20パーセント以上のものに限る。

(8) 本件工事の現地での施工期間中、次に掲げる基準を満たす監理技術者を専任で配置できること。

ア 平成4年度以降に同種工事を施工管理した実績を有する者であること。

イ 建設業法第27条第1項の規定により実施される1級の土木施工管理の検定に合格した者又は技術士法 (昭和58年法律第25号) 第6条の規定により実施される建設部門に係る第二次試験において選択科目として鋼構造及びコンクリートを選択して合格した者であること。

ウ 鋼構造物工事業について建設業法第27条の18第1項に規定する監理技術者資格者証の交付を受けている者であること。

## 3 技術資料の作成及び提出

(1) 技術資料作成要領の交付

技術資料作成要領は、次により希望者に直接交付するものとする。

ア 交付期間及び時間

平成14年1月29日 (火) から同年2月8日 (金) までの日 (日曜日及び土曜日を除く。) の午前9時から午後4時まで

イ 交付場所

鳥取市東町一丁目220

鳥取県土木部管理課建設業係 (鳥取県庁本庁舎5階)

鳥取市立川町六丁目176

鳥取県鳥取土木事務所総務課 (東部総合事務所内)

八頭郡家町大字郡家100

鳥取県郡家土木事務所総務課 (八頭総合事務所内)

倉吉市東巖城町2

鳥取県倉吉土木事務所総務課 (中部総合事務所内)

米子市鞆町一丁目160

鳥取県米子土木事務所総務課（西部総合事務所内）

日野郡日野町根雨730

鳥取県日野総合事務所県土整備局建設総務課

(2) 技術資料の提出

本件入札に参加を希望する者は、技術資料作成要領に基づき作成した技術資料を次により提出するものとする。

ア 提出期間及び時間

(1)のアに同じ。

イ 提出場所

鳥取市東町一丁目220 鳥取県土木部管理課建設業係

ウ 提出方法

持参すること。

(3) 技術資料の審査

提出された技術資料を基に、建設業者指名審査委員会に諮り審査し、競争入札参加者を指名するものとする。

4 その他

(1) 関連情報を入手するための照会窓口は、鳥取県土木部管理課建設業係（電話番号0857 - 26 - 7347）とする。

(2) 技術資料の提出は、入札参加の意向を確認するものであって、技術資料の提出があっても指名されとは限らない。

(3) 技術資料その他提出された書類は、返却しない。

(4) 工事内容に関する説明会は、行わない。

(5) 提出された技術資料は、提出した者に無断で本件入札以外の用途には使用しない。

(6) 本件工事の落札者は、1の(6)の予定価格の範囲内で最低の価格をもって有効な入札を行った者とする。ただし、その者の入札価格によっては当該契約の内容に適合した履行がなされないおそれがあると認められるとき、又はその者と契約を締結することが公正な取引の秩序を乱すこととなるおそれがあると認められるときは、当該予定価格の範囲内の価格をもって入札をした他の者のうち最低の価格をもって入札をした者を落札者とするところがある。

一般競争入札を行うので、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号。以下「政令」という。）第167条の6第1項の規定に基づき、次のとおり公告する。

平成14年 1月29日

鳥取県知事 片 山 善 博

1 調達内容

(1) 調達物品の名称及び数量

液体クロマトグラフ質量分析装置 一式

(2) 調達物品の仕様

入札説明書による。

(3) 納入期限

平成14年 6月28日（金）

(4) 納入場所

東伯郡羽合町大字南谷 鳥取県衛生環境研究所

## (5) 入札方法

契約に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の5パーセントに相当する額を加算した金額（1円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てるものとする。）をもって契約金額とするので、入札者は、消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約金額の105分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

## 2 競争入札参加資格

(1) 政令第167条の4の規定に該当しない者であること。

(2) 平成12年鳥取県告示第486号（物品等の特定調達契約に係る競争入札参加者の資格審査の申請手続等について）に基づく競争入札参加資格を有するとともに、その資格区分が理化学機器に登録されている者であること。

(3) この公告に示した物品又はこれと同等の物品に係る相当数の納入実績がある者であること。

(4) この公告に示した物品を納入期限までに納入場所に納入することができる者であって、当該物品の納入後、保守、点検、修理その他のアフターサービスを納入先の求めに応じて速やかに提供できるものであること。

(5) 平成14年1月29日（火）から同年3月11日（月）までの間のいずれの日においても、鳥取県指名競争入札参加資格者指名停止措置要綱（平成7年7月17日付出第157号）第3条の規定による指名停止措置を受けていない者であること。

## 3 契約担当部局

鳥取県出納局会計課

## 4 入札手続

## (1) 問合せ先

〒680 - 8570 鳥取市東町一丁目220

鳥取県出納局会計課用度係

電話 0857 - 26 - 7432

## (2) 入札説明書の交付方法

(1)の場所で交付する。

## (3) 入札説明会の日時及び場所

平成14年2月8日（金）午後1時30分

鳥取県出納局入札室（鳥取県庁本庁舎1階）

## (4) 郵送による入札

可とする。ただし、書留郵便（親展扱いとすること。）により、(1)の場所に郵送すること。

## (5) 入札及び開札の日時及び場所

平成14年3月11日（月）午後1時30分（ただし、郵送による入札書の受領期限は、平成14年3月11日（月）正午までとする。）

鳥取県出納局入札室

## 5 入札者に要求される事項

(1) 入札書は、件名及び入札者名を記入し、「入札書」と明記した封筒に入れ、密封して提出しなければならない。

(2) この一般競争入札に参加を希望する者は、2の競争入札参加資格に適合することを証明する書類及び納入しようとする物品の製作仕様書等を、4の(1)の場所に平成14年2月25日（月）午後5時まで提出しなければならない。

(3) 入札者は、(2)の書類に関して説明を求められた場合は、それに応じなければならない。

## 6 入札保証金及び契約保証金

免除

## 7 その他

## (1) 契約手続において使用する言語及び通貨

日本語及び日本国通貨

## (2) 入札の無効

2の競争入札参加資格のない者のした入札、入札者に求められる義務を履行しなかった者のした入札並びに鳥取県会計規則（昭和39年鳥取県規則第11号。以下「会計規則」という。）、この公告及び入札説明書に違反した入札は、無効とする。

## (3) 契約書作成の要否

要

## (4) 落札者の決定方法

この公告に示した物品を納入できると判断した入札者であって、会計規則第127条の規定に基づいて作成された予定価格の範囲内で最低価格をもって有効な入札を行ったものを、落札者とする。

## (5) 手続における交渉の有無

無

## (6) その他

詳細は、入札説明書による。

## 8 Summary

(1) Nature and quantity of the products to be purchased : Liquid Chromatograph Mass Spectrometer

(2) February 25, 2002 5 : 00 PM : Time - limit for submission of documents for qualification confirmation

(3) March 11, 2002 1 : 30 PM : Time - limit for submission of tenders

March 11, 2002 Noon : Time - limit for submission of tenders by registered mail

(4) Contact Point for the notice : Accounting Division, Bureau of the Treasury Tottori Prefectural Government 1 - 220 Higashi - machi Tottori - shi 680 - 8570 Japan TEL : 0857 - 26 - 7432

一般競争入札を行うので、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号。以下「政令」という。）第167条の6第1項の規定に基づき、次のとおり公告する。

平成14年 1月29日

鳥取県知事 片 山 善 博

## 1 調達内容

## (1) 調達物品の名称及び数量

透過型電子顕微鏡 一式

低真空走査電子顕微鏡 一式

## (2) 調達物品の仕様

入札説明書による。

## (3) 納入期限

平成14年 6月28日（金）

## (4) 納入場所

東伯郡羽合町大字南谷 鳥取県衛生環境研究所

## (5) 入札方法

契約に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の5パーセントに相当する額を加算した金額（1円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てるものとする。）をもって契約金額とするので、入札者は、



消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約金額の105分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

## 2 競争入札参加資格

- (1) 政令第167条の4の規定に該当しない者であること。
- (2) 平成12年鳥取県告示第486号（物品等の特定調達契約に係る競争入札参加者の資格審査の申請手続等について）に基づく競争入札参加資格を有するとともに、その資格区分が理化学機器に登録されている者であること。
- (3) この公告に示した物品又はこれと同等の物品に係る相当数の納入実績がある者であること。
- (4) この公告に示した物品を納入期限までに納入場所に納入することができる者であって、当該物品の納入後、保守、点検、修理その他のアフターサービスを納入先の求めに応じて速やかに提供できるものであること。
- (5) 平成14年1月29日（火）から同年3月11日（月）までの間のいずれの日においても、鳥取県指名競争入札参加資格者指名停止措置要綱（平成7年7月17日付出第157号）第3条の規定による指名停止措置を受けていない者であること。

## 3 契約担当部局

鳥取県出納局会計課

## 4 入札手続

- (1) 問合せ先  
〒680 - 8570 鳥取市東町一丁目220  
鳥取県出納局会計課用度係  
電話 0857 - 26 - 7432
- (2) 入札説明書の交付方法  
(1)の場所で交付する。
- (3) 入札説明会の日時及び場所  
平成14年2月8日（金）午後1時30分  
鳥取県出納局入札室（鳥取県庁本庁舎1階）
- (4) 郵送による入札  
可とする。ただし、書留郵便（親展扱いとすること。）により、(1)の場所に郵送すること。
- (5) 入札及び開札の日時及び場所  
平成14年3月11日（月）午後1時40分（ただし、郵送による入札書の受領期限は、平成14年3月11日（月）正午までとする。）  
鳥取県出納局入札室

## 5 入札者に要求される事項

- (1) 入札書は、件名及び入札者名を記入し、「入札書」と明記した封筒に入れ、密封して提出しなければならない。
- (2) この一般競争入札に参加を希望する者は、2の競争入札参加資格に適合することを証明する書類及び納入しようとする物品の製作仕様書等を、4の(1)の場所に平成14年2月25日（月）午後5時までに提出しなければならない。
- (3) 入札者は、(2)の書類に関して説明を求められた場合は、それに応じなければならない。

## 6 入札保証金及び契約保証金

免除

## 7 その他

- (1) 契約手続において使用する言語及び通貨  
日本語及び日本国通貨

## (2) 入札の無効

2の競争入札参加資格のない者のした入札、入札者に求められる義務を履行しなかった者のした入札並びに鳥取県会計規則（昭和39年鳥取県規則第11号。以下「会計規則」という。）、この公告及び入札説明書に違反した入札は、無効とする。

## (3) 契約書作成の要否

要

## (4) 落札者の決定方法

この公告に示した物品を納入できると判断した入札者であって、会計規則第127条の規定に基づいて作成された予定価格の範囲内で最低価格をもって有効な入札を行ったものを、落札者とする。

## (5) 手続における交渉の有無

無

## (6) その他

詳細は、入札説明書による。

## 8 Summary

(1) Nature and quantity of the products to be purchased : Transmission Electron Microscope System and Scanning Electron Microscope System

(2) February 25, 2002 5 : 00 PM : Time - limit for submission of documents for qualification confirmation

(3) March 11, 2002 1 : 40 PM : Time - limit for submission of tenders

March 11, 2002 Noon : Time - limit for submission of tenders by registered mail

(4) Contact Point for the notice : Accounting Division, Bureau of the Treasury Tottori Prefectural Government 1 - 220 Higashi - machi Tottori - shi 680 - 8570 Japan TEL : 0857 - 26 - 7432